

自然災害等に係る印紙税の非課税措置に関するQ & A

《 目 次 》

- 1 被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の非課税関係
- (問1) 平成29年度改正法による租特法の一部改正により、印紙税が非課税とされることとなった「不動産売買契約書」や「建設工事請負契約書」とは、どのようなものですか。…………… 6
- (問2) 租特法第91条の2に規定する「自然災害」とは、どのようなものですか。…………… 6
- (問3) 非課税措置の適用を受けることができる「被災者」とは、どのような者をいうのですか。…………… 8
- (問4) 当社は自然災害で被災していない不動産業者ですが、自然災害の被災者と建物の売買契約を締結することになりました。この際に、被災者と共同で作成する不動産売買契約書の印紙税の課税関係はどのようになりますか。…………… 9
- (問5) 滅失等建物が所在した土地を国（又は地方公共団体）に売却することになりましたが、この際に国等と共同で作成する土地売買契約書の印紙税の課税関係はどのようになりますか。…………… 10
- (問6) 自然災害で住居が滅失したため、親（被災者）と子（被災者以外の者）で新たに二世帯住宅を建設することとし、工務店（被災者以外の者）と建設工事請負契約を締結することになりました。契約に当たり、建設工事請負契約書を3通作成し、それぞれが1通ずつ保存することとした場合、印紙税の課税関係はどのようになりますか。… 11
- (問7) 自然災害により、所有する住居が滅失してしまった親（被災者）のために、子（被災者以外の者）が代替建物を購入することとし、子と不動産業者とで不動産売買契約を締結することになりましたが、この際に作成する不動産売買契約書は非課税の対象になりますか。…………… 12
- (問8) 自然災害によりマンションの共用部分が損壊したため、修繕することになりました。修繕の契約は、マンション管理組合と建築業者の間で締結することになりますが、この際に作成する修繕工事請負契約書は非課税措置の対象となりますか。なお、マンションの共用部分が被災したことについて、マンション管理組合が「り災証明書」の交付を受けています。…………… 12

- (問9) 代替建物の敷地用として、まず土地を購入し、後日、代替建物を新築することと
 ています。この場合、敷地の取得の際に作成する土地売買契約書は非課税の対象にな
 りますか。…………… 12
- (問10) 自然災害により店舗兼居住用の建物が滅失したため、これに代わる店舗と居住用の
 建物を別の場所に建設することになりました。これらの建物の建設に際しては、それ
 ぞれ建設工事請負契約書を作成することになりますが、どちらの契約書も非課税の対
 象になりますか。…………… 13
- (問11) 自然災害により店舗兼居住用の建物が滅失したため、新たに居住用の建物（店舗と
 して使用しない）を建設することとなりましたが、この際に作成する建設工事請負契
 約書は非課税の対象になりますか。…………… 13
- (問12) 滅失等建物に代わるものとして新たに建築（購入）する建物の用途が、滅失等建物
 の滅失直前の用途と同一であることを明らかにするには、具体的にどのようにすれば
 よいのですか。…………… 14
- (問13) 自然災害により、所有する住居が滅失したため、新たに、不動産業者から借地権付
 きの中古住宅を購入することとされていますが、この際に作成する不動産売買契約書は
 非課税の対象になりますか。…………… 15
- (問14) 自然災害により、所有する建物が損壊したため、損壊した建物の解体撤去と損壊し
 た建物に代わる建物の建設を工務店に依頼することになりましたが、この際に作成す
 る建設工事請負契約書は非課税の対象になりますか。…………… 16

2 公的貸付機関等が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税

- (問15) 平成29年度改正法による租特法の一部改正により、印紙税が非課税とされること
 となった公的金融機関等が行う特別貸付けに係る「消費貸借契約書」とは、どのよう
 なものですか。…………… 17
- (問16) 租特法第91の4に規定する「災害」とは、どのようなものですか。…………… 17
- (問17) 「指定災害により被害を受けた者」には、取引先が指定災害により被災したこと
 より売上げの減少等の被害を受けた者も含まれるのですか。…………… 18
- (問18) 「公的貸付機関等」とは、どのような者をいうのですか。…………… 19
- (問19) 問18①の「地方公共団体」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特
 別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。…………… 20

- (問 20) 問 18②から⑦の者（政府系金融機関等）が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。 …… 21
- (問 21) 問 18⑧の「預託貸付金融機関」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。 …… 22
- (問 22) 問 18⑨の「支援事業者」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。 …… 22
- (問 23) 問 18⑩の「転貸者」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。 …… 23
- (問 24) 問 18⑪の「指定金融機関」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。 …… 23
- (問 25) 問 18⑫の「融資機関」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。 …… 24
- (問 26) 他の金銭の貸付けの条件に比べて有利な貸付けの条件かどうかはどのように判定するのですか。 …… 24
- (問 27) 沖縄振興開発金融公庫等が新設した特別転貸制度の下で、事業主が金銭の貸付けを受け、沖縄振興開発金融公庫等の定めるところにより、指定災害の被害者である従業員に対して行う貸付けは、非課税措置の対象となる災害特別貸付けに該当しますか。 …… 24
- (問 28) 災害特別貸付けに係る消費貸借契約書のうち、貸付者である金融機関が作成する契約書も非課税措置の対象になりますか。 …… 25
- (問 29) 災害特別貸付けに係る消費貸借契約書のうち、政府系金融機関から貸付業務の委託を受けた民間金融機関が作成するものも、非課税措置の対象になりますか。 …… 25
- (問 30) 一の文書が、災害特別貸付けに係る消費貸借契約書（第 1 号の 3 文書）と売上代金以外に係る金銭等の受取書（第 17 号の 2 文書）とに該当し、通則 3 のイの規定により文書の所属が第 1 号の 3 文書となった場合、非課税措置の対象になりますか。それとも第 17 号の 2 文書としての課税関係が生じますか。 …… 25
- (問 31) 指定災害の発生の日前に作成された消費貸借に関する契約書の記載事項について、指定災害に起因して、例えば、返済期限の変更を約する契約書は、非課税措置の対象になりますか。 …… 25
- (問 32) 当市では、指定災害の被災者向けに、貸付限度額 1 億円（そのうち特別に有利な条件が適用されるのは 3,000 万円まで）の貸付制度を設けており、この貸付制度の下

で 5,000 万円を貸し付けることとする消費貸借契約書を作成しましたが、非課税措置の対象になりますか。…………… 26

3 一定の金融機関が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税

(問 33) 平成 29 年度改正法による租特法の一部改正により、印紙税が非課税とされることとなった一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」とは、どのようなものですか。…………… 27

(問 34) 一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税措置は、貸付けを受ける者が指定災害の被災者であることが要件とされていますが、この場合の「指定災害の被災者」とはどのような者をいうのですか。…………… 27

(問 35) 「一定の金融機関」とは、どのような者をいうのですか。…………… 27

(問 36) 一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。…………… 28

(問 37) 「貸付金の利率が明示されている場合」とは、どのような場合をいうのですか。… 28

(問 38) 当銀行では、指定災害の被災者を対象として、次のような貸付制度を設けましたが、この貸付制度の下で行われる金銭の貸付けは非課税措置の対象となる特別貸付けに該当しますか。…………… 29

(問 39) 当銀行では、「指定災害により被害を受けた者」を対象として、新たに特別貸付制度を設けましたが、この特別貸付制度の下で、いわゆる間接被害者に対して金銭の貸付けを行う際に作成する金銭消費貸借契約書は非課税となりますか。…………… 29

(問 40) 当銀行では、災害の被災者等以外の者に対しても融資が可能な既存商品の下で、指定災害の発生の日以降、被災者であることを理由に貸付条件を優遇して貸付けを行いましたが、この貸付けは非課税措置の対象となる特別貸付けに該当しますか。…… 30

(問 41) 農業を営んでいる者ですが、指定災害の影響により、作物を出荷することができませんでした。この度、資金調達のため、金融機関が設けた特別貸付制度の下で融資を受けることとし、金銭借用証書を金融機関に提出することになりました。この金銭借用証書に係る印紙税の非課税措置を受けるためには、貸付けを受ける者が指定災害の被災者であることを証明する書類等を添付する必要があるとのことですが、どのような書類を添付すればよいですか。…………… 30

4 過誤納確認関係

- (問 42) 自然災害が発生してから平成 29 年度改正法による租特法の一部改正が施行されるまでの間に、自然災害により損壊した自宅の修繕を工務店に依頼し、工事請負契約書を作成しました。この契約書には、既に収入印紙を貼付していますが、救済措置はあるのでしょうか。…………… 31
- (問 43) 指定災害が発生してから平成 29 年度改正法による租特法の一部改正が施行されるまでの間に、日本政策金融公庫から災害特別貸付けを受けるために、金銭借用証書を作成し、日本政策金融公庫に提出しました。この金銭借用証書には、既に収入印紙を貼付していますが、救済措置はあるのでしょうか。…………… 32
- (問 44) 改正の施行日以後に作成した非課税とされる契約書について、非課税措置を知らずに印紙税を納付してしまいました。印紙税の過誤納確認申請ができますか。…………… 32
- (問 45) 印紙税の過誤納確認申請は、いつまでできるのですか。…………… 33

※ 関係法令等の略語は、次のとおりです。

租特法……………租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

租特令……………租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)

租特規則……………租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)

租特法通達……………租税特別措置法(間接諸税関係)の取扱いについて(法令解釈通達)

通則……………印紙税法(昭和42年法律第23号)別表第1の課税物件表における課税物件表の適用に関する通則

平成 29 年度改正法……………所得税法等の一部を改正する等の法律(平成 29 年法律第 4 号)

1 被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の非課税関係

(非課税措置の対象となる「不動産譲渡契約書」等)

(問1) 平成29年度改正法による租特法の一部改正により、印紙税が非課税とされることとなった「不動産売買契約書」や「建設工事請負契約書」とは、どのようなものですか。

(答)

印紙税が非課税とされる「不動産譲渡契約書」又は「建設工事請負契約書」は、次の①から③の全ての要件を満たすもので、その自然災害(問2参照)の発生した日から同日以後5年を経過する日までの間に作成されるものです(租特法91の2①、租特令52③)。

① 自然災害の「被災者」(問3参照)が作成するものであること

② 次のいずれかの場合に作成されるものであること

イ 自然災害により滅失した建物又は損壊したため取り壊した建物(以下「滅失等建物」といいます。)が所在した土地を譲渡する場合

ロ 自然災害により損壊した建物(以下「損壊建物」といいます。)を譲渡する場合

ハ 滅失等建物に代わる建物(以下「代替建物」といいます。)の敷地の用に供する土地を取得する場合

ニ 代替建物を取得する場合

ホ 代替建物を新築する場合

ヘ 損壊建物を修繕する場合

(注) 代替建物については、滅失等建物に代わるものであることが当該契約書その他の書面において明らかにされている必要があります。

③ 当該契約書に、自然災害によりその所有する建物に被害を受けたことについて市町村長等が証明した書類(り災証明書等)を添付していること

(非課税措置の対象となる「自然災害」とは)

(問2) 租特法第91条の2に規定する「自然災害」とは、どのようなものですか。

(答)

租特法第91条の2に規定する「自然災害」とは、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害をいいます。

被災者生活再建支援法第2条第1号において、自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じた被害のことをいうこととされており、このうち、被災者生活再建支援法施行令第1条各号(次頁【参考1】参照)に該当する自然災害が、非課税措置の対象となる自然災害となります(租特法91の2①)。

(注) 被災者生活再建支援法の適用該当区域にご留意ください(次頁【参考2】参照)。

【参考 1】

○ 被災者生活再建支援法（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
 - イ ～ ニ （省略）

○ 被災者生活再建支援法施行令（抄）

（支援金の支給に係る自然災害）

第一条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

- 一 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害
- 二 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
- 三 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害
- 四 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口（地方自治法第二百五十四条に規定する人口をいう。次号及び第六号において同じ。）十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 六 第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五（人口五万未満の市町村にあっては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

【参考 2】

被災者生活再建支援法の適用状況については、
内閣府ホームページ（www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya_jyoukyou.html）
をご参照ください。

（「被災者」の意義）

（問3） 非課税措置の適用を受けることができる「被災者」とは、どのような者をいうのですか。

（答）

非課税措置の適用を受けることができる「被災者」とは、次の者をいいます（租特令 52 ①②）。

- ① 自然災害によりその所有する建物に被害を受けた者であることについて、その建物の所在地の市町村長又は特別区長から証明（り災証明等）を受けた者
 - ② 自然災害の被災者（個人）が①の証明を受けた後に死亡した場合、その者の相続人
 - ③ 自然災害の被災者（個人）が①の証明を受ける前に死亡した場合、その相続人であって、①の証明を受けた者
 - ④ 自然災害の被災者（法人）が①の証明を受けた後に合併により消滅した場合、その合併に係る合併法人
 - ⑤ 自然災害の被災者（法人）が①の証明を受けた後に分割により自然災害により被害を受けた建物に係る事業を承継させた場合、その分割に係る分割承継法人
 - ⑥ 自然災害の被災者（法人）が①の証明を受ける前に合併により消滅した場合、その合併法人であって①の証明を受けた者
 - ⑦ 自然災害の被災者（法人）で①の証明を受ける前に分割により自然災害により被害を受けた建物に係る事業を承継させた場合、その分割承継法人であって①の証明を受けた者
- （注） ②～⑦の場合、それぞれの者に該当することが、契約書その他の書面（例：戸籍謄本、登記事項証明書（商業・法人登記）、合併契約書又は分割契約書）において明らかにされている必要があります。

(被災者と被災者以外の者が共同で作成する契約書の課税関係①)

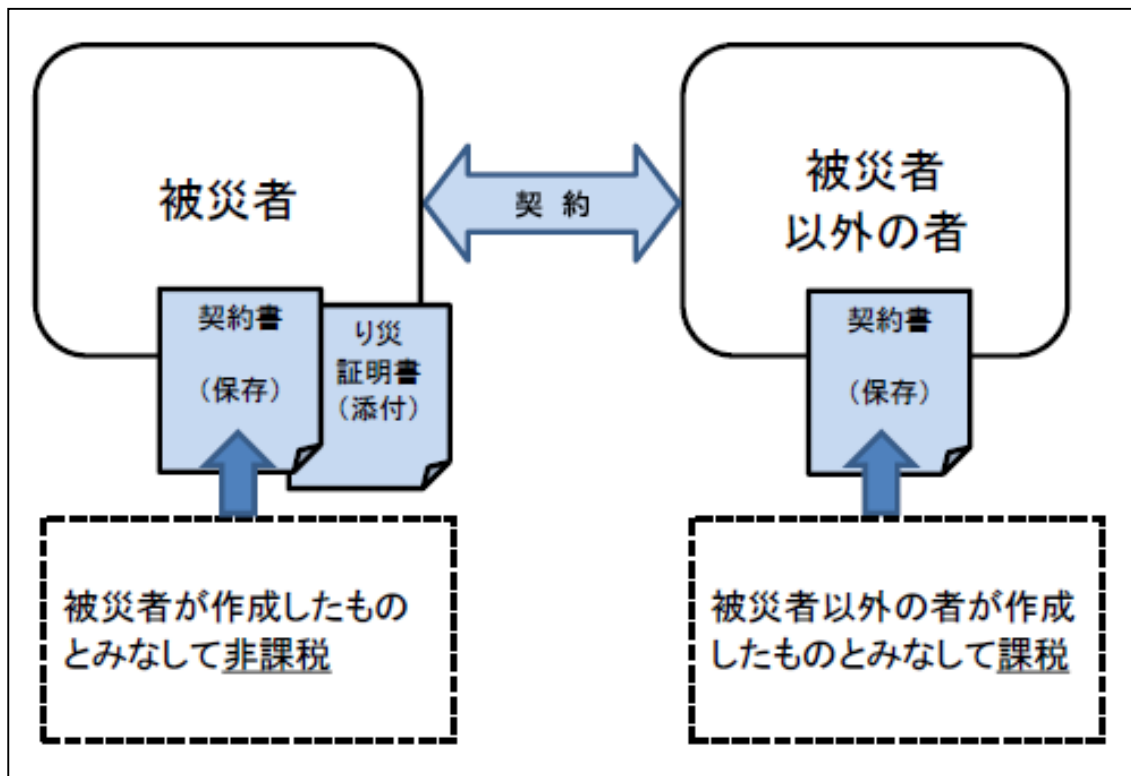
(問4) 当社は自然災害で被災していない不動産業者ですが、自然災害の被災者と建物の売買契約を締結することになりました。
この際に、被災者と共同で作成する不動産売買契約書の印紙税の課税関係はどのようなになりますか。

(答)

自然災害の被災者と被災者以外の者（不動産業者など）とが共同で作成する契約書については、被災者が保存する契約書は被災者が作成したものとみなして非課税とされ、被災者以外の者が保存する契約書は被災者以外の者が作成したものとみなして課税されることとなります（租特法91の2②）。

(注) 被災者が保存する契約書には、被災証明書等を添付する必要があります。

なお、不動産業者が作成（保存）する不動産売買契約書は、契約金額により、租特法第91条による軽減税率の特例が適用される場合があります。



(被災者と被災者以外の者が共同で作成する契約書の課税関係②)

(問5) 滅失等建物が所在した土地を国(又は地方公共団体)に売却することになりましたが、この際に国等と共同で作成する土地売買契約書の印紙税の課税関係はどのようなになりますか。

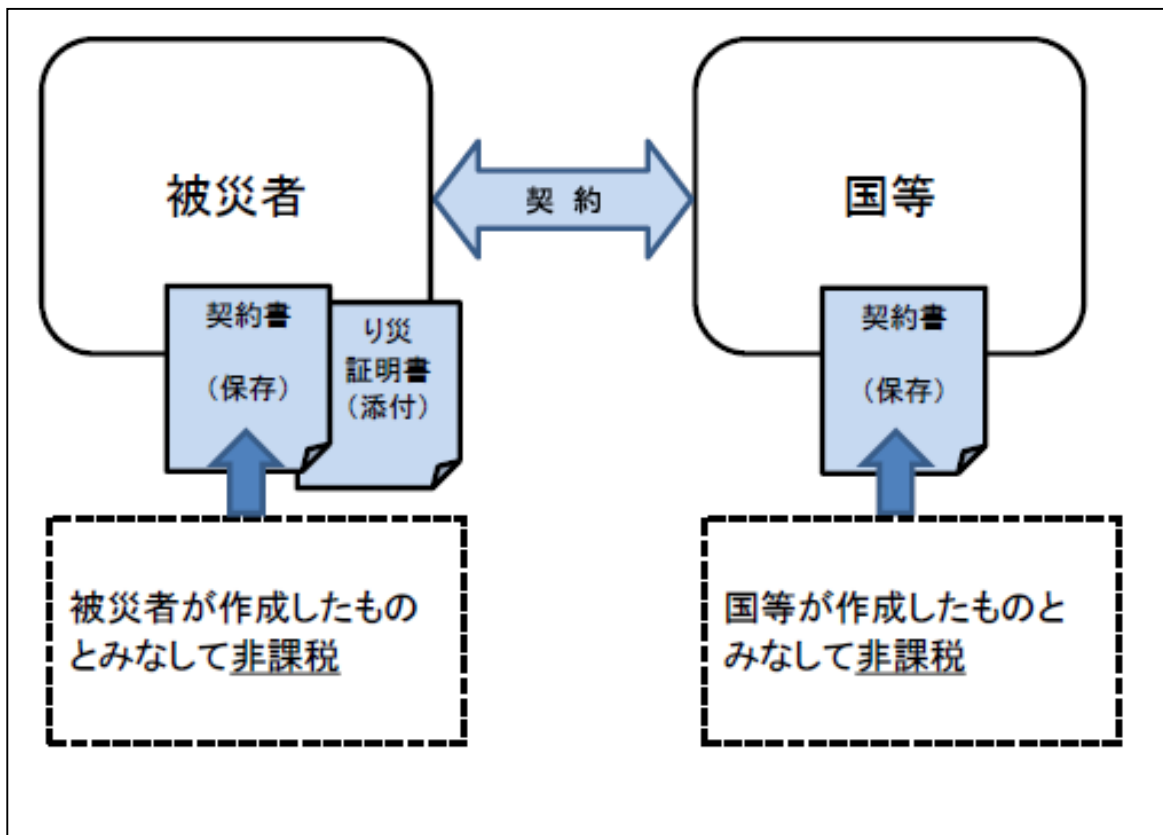
(答)

自然災害の被災者と被災者以外の者が共同で作成する契約書については、被災者が保存する契約書は被災者が作成したものとみなされ、被災者以外の者が保存する契約書は被災者以外の者が作成したものとみなされることとされています(租特法91の2②)。

また、国又は地方公共団体が作成する文書は非課税とされています(印紙税法5二)。

したがって、被災者が保存するものも国が保存するものも非課税となります。

(注) 被災者が保存する契約書には、被災証明書等を添付する必要があります。



(被災者と被災者以外の者が共同で作成する契約書の課税関係③)

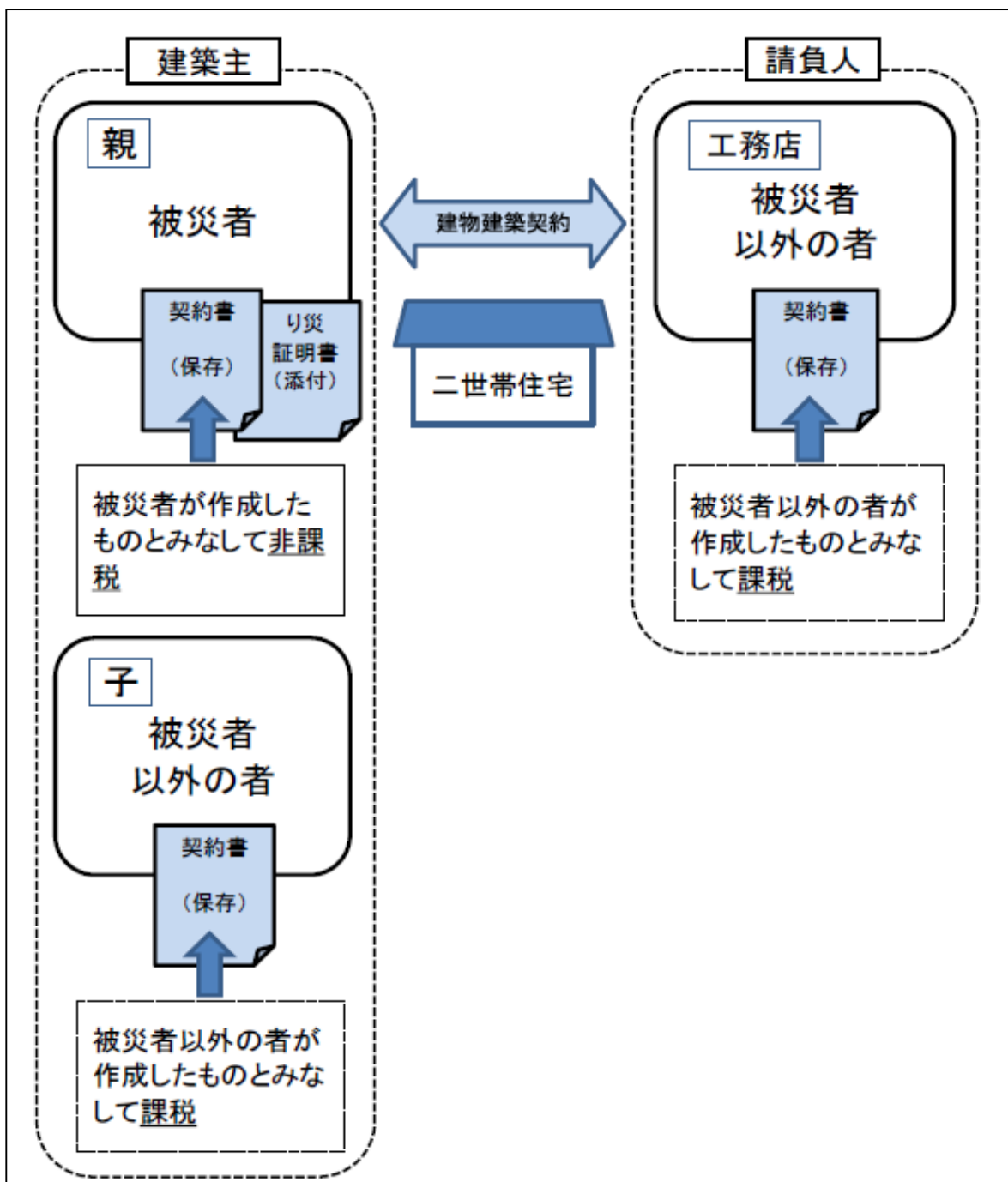
(問6) 自然災害で住居が滅失したため、親(被災者)と子(被災者以外の者)で新たに二世帯住宅を建設することとし、工務店(被災者以外の者)と建設工事請負契約を締結することになりました。

契約に当たり、建設工事請負契約書を3通作成し、それぞれが1通ずつ保存することとした場合、印紙税の課税関係はどのようになりますか。

(答)

被災者(親)が保存する契約書は被災者が作成したものとみなして非課税とされ、被災者以外の者(子と工務店)が保存するものについては被災者以外の者が作成したものとみなして課税されます(租特法通達第5章第3節1)。

(注) 被災者(親)が保存する契約書には、り災証明書等を添付する必要があります。



(被災した親のために子が代替建物を購入する場合)

(問7) 自然災害により、所有する住居が滅失してしまった親(被災者)のために、子(被災者以外の者)が代替建物を購入することとし、子と不動産業者とで不動産売買契約を締結することになりましたが、この際に作成する不動産売買契約書は非課税の対象になりますか。

(答)

非課税とされる「不動産の譲渡に関する契約書」は、自然災害の「被災者」が作成するものであることが要件とされています。

ご質問の場合、子は「被災者」に該当しない者であることから、子が作成する不動産売買契約書は、非課税の対象となりません。

(マンション管理組合が作成する工事請負契約書)

(問8) 自然災害によりマンションの共用部分が損壊したため、修繕することになりました。修繕の契約は、マンション管理組合と建築業者の間で締結することになりますが、この際に作成する修繕工事請負契約書は非課税措置の対象となりますか。

なお、マンションの共用部分が被災したことについて、マンション管理組合が「り災証明書」の交付を受けています。

(答)

非課税とされる「建設工事の請負契約書」は、自然災害により滅失した建物若しくは自然災害により損壊したため取り壊した建物若しくは自然災害により損壊した建物(以下「滅失等建物等」といいます。)の所有者が作成するものであることが要件とされています(租特令52①)。

「滅失等建物等の所有者」には、マンション管理組合及び区分所有者の集会決議によって選任された管理者も含まれますので、マンション管理組合が所持し、「り災証明書」を添付するものについては、非課税措置の対象になります(租特法通達第5章第3節2)。

(代替建物のための敷地の購入)

(問9) 代替建物の敷地用として、まず土地を購入し、後日、代替建物を新築することとしています。この場合、敷地の取得の際に作成する土地売買契約書は非課税の対象になりますか。

(答)

自然災害の被災者が、代替建物の敷地として土地を購入する際に作成する土地売買契約書であって、り災証明書等が添付されているものは、非課税の対象となります。

この場合、土地売買契約書の作成時において、代替建物が建設されている必要はありませんが、新築する建物について、滅失等建物に代わるものであることが、契約書その他の書面において明らかにされている必要があります。

(代替建物の範囲)

(問 10) 自然災害により店舗兼居住用の建物が滅失したため、これに代わる店舗と居住用の建物を別の場所に建設することになりました。

これらの建物の建設に際しては、それぞれ建設工事請負契約書を作成することになりますが、どちらの契約書も非課税の対象になりますか。

(答)

自然災害の被災者が、代替建物を新築する際に作成する建設工事請負契約書であって、り災証明書等が添付されているものは、非課税の対象となります。

ご質問の場合、新しく建設する店舗、居住用の建物が、滅失した店舗兼居住用の建物に代わるものであることが、建設工事請負契約書の作成時に、契約書その他の書面において明らかにされていれば、店舗の建設に係る建設工事請負契約書と、居住用建物の建設に係る建設工事請負契約書は、どちらも非課税となります。

(同一の用途の判定)

(問 11) 自然災害により店舗兼居住用の建物が滅失したため、新たに居住用の建物（店舗として使用しない）を建設することとなりましたが、この際に作成する建設工事請負契約書は非課税の対象になりますか。

(答)

自然災害の被災者が、代替建物を新築する際に作成する建設工事請負契約書であって、り災証明書等が添付されているものは、非課税の対象となりますが、この場合の代替建物とは、滅失等建物に代わるものとして新たに建設する建物の全部又は一部の用途が、滅失等建物の滅失直前の全部又は一部の用途と同一である建物をいうこととされています（租特令 52④）。

ご質問の場合、新たに建設する建物の全部の用途（居住用）が、滅失した建物の滅失直前の一部の用途（居住用）と同一であるため、作成する建設工事請負契約書は非課税の対象となります。

(同一の用途であることを明らかにする方法)

(問 12) 滅失等建物に代わるものとして新たに建築(購入)する建物の用途が、滅失等建物の滅失直前の用途と同一であることを明らかにするには、具体的にどのようにすればよいですか。

(答)

滅失等建物に代わるものとして新たに建築(購入)する建物の用途が滅失等建物の滅失直前の用途と同一であることが明らかにされている場合の具体例としては、次のようなものが考えられます(租特法通達第5章第3節7)。

- ① 非課税の対象となる契約書に、「自然災害により損壊した居宅の代替として建設(購入)するものである」などの記載がある場合
- ② 損壊したため取り壊した建物に係る登記事項証明書(不動産登記)の「建物の種類」欄が「居宅」であり、新築建物に係る見積書、設計書又は仕様書等に「工事名〇〇邸新築」と記載されていることにより、損壊したため取り壊した建物と新築建物の用途が同一であることが確認できる場合
- ③ 被災者が事業者である場合であって、主たる事業の主務大臣から発行された「被災建物の代替建物であることの証明」により代替建物であることが確認できる場合

なお、同一の用途であるかどうかは、契約書の作成後においても確認できるようにしておく必要があります。

(借地権付住宅の購入)

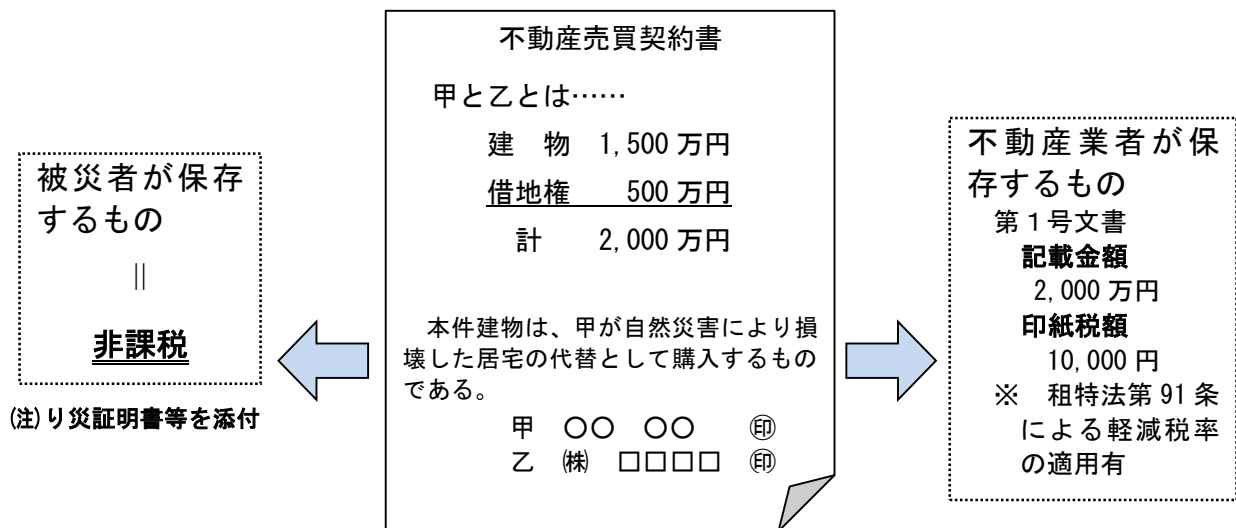
(問 13) 自然災害により、所有する住居が滅失したため、新たに、不動産業者から借地権付きの中古住宅を購入することとしていますが、この際に作成する不動産売買契約書は非課税の対象になりますか。

(答)

自然災害の被災者が、代替建物を購入する際に作成する不動産売買契約書であって、被災証明書等が添付されていれば、その不動産売買契約書に、不動産（建物）売買（第1号の1文書に係る記載事項）と借地権売買（第1号の2文書に係る記載事項）について記載がある場合でも、その文書全体が非課税となります（租特法通達第5章第3節4(1)イ）。

なお、自然災害の被災者と被災者以外の者（不動産業者）が共同で契約書を作成した場合の課税関係について具体例を示すと、次のようになります。

(例)



(損壊した建物の解体撤去の内容を含む建物新築契約書)

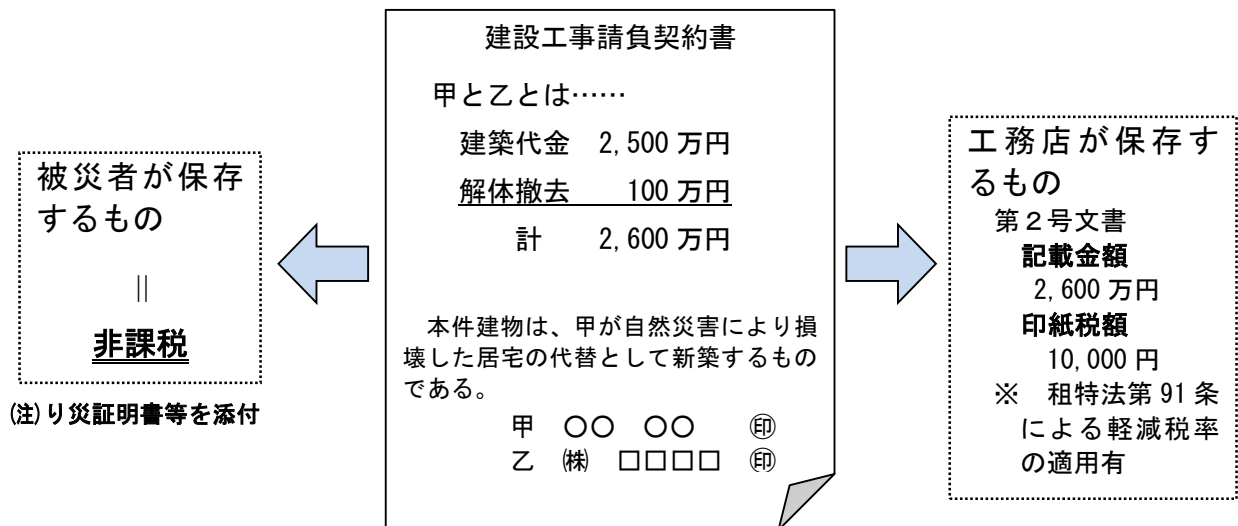
(問 14) 自然災害により、所有する建物が損壊したため、損壊した建物の解体撤去と損壊した建物に代わる建物の建設を工務店に依頼することになりましたが、この際に作成する建設工事請負契約書は非課税の対象になりますか。

(答)

自然災害の被災者が、代替建物を新築する際に作成する建設工事請負契約書であって、り災証明書等が添付されていれば、その建設工事請負契約書に、代替建物の新築（第2号文書に係る記載事項）と、損壊した建物の解体撤去（第2号文書に係る記載事項）について記載がある場合でも、その文書全体が非課税とされます（租特法通達第5章第3節4(1)ロ）。

なお、自然災害の被災者と被災者以外の者（工務店）が共同で契約書を作成した場合の課税関係について具体例を示すと、次のようになります。

(例)



2 公的貸付機関等が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税

(非課税措置の対象となる「消費貸借に関する契約書」)

(問 15) 平成 29 年度改正法による租特法の一部改正により、印紙税が非課税とされることとなった公的金融機関等が行う特別貸付けに係る「消費貸借契約書」とは、どのようなものですか。

(答)

印紙税が非課税とされる地方公共団体又は政府系金融機関等（以下「公的貸付機関等」といいます。）が行う特別貸付けに係る「消費貸借契約書」とは、次の①から③のすべての要件を満たす金銭の貸付け（以下「災害特別貸付け」といいます。）に関して作成される消費貸借契約書で、その指定災害（問 16 参照）の発生した日から同日以後 5 年を経過する日までの間に作成されるものです（租特法 91 の 4 ①、租特令 52 の 3 ①）。

- ① 貸付けを受ける者が指定災害により被害を受けた者（問 17 参照）であること
- ② 貸付けを行う者が、公的貸付機関等（問 18 参照）であること
- ③ 他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付け（問 19～26 参照）であること

(非課税措置の対象となる「指定災害」とは)

(問 16) 租特法第 91 の 4 に規定する「災害」とは、どのようなものですか。

(答)

租特法第 91 の 4 に規定する「災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として指定され、同条第 2 項の規定により当該激甚災害に対して適用すべき措置として同法第 12 条に規定する措置が指定されたもの（下記【参考 1】参照）（以下「指定災害」といいます。）をいいます。

【参考 1】

○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚（じん）災害として政令で指定するものとする。

2 前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚（じん）災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

3 （省略）

（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）

第十二条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険は

同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、災害関係保証（政令で定め日まで行われた次の各号に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金に係る同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証（以下この条、次条及び第三条の三において「災害関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項及び第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第三項及び第三条の三第二項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

- 一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚（じん）災害を受けた中小企業者、協業組合及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体
 - 二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの
- 2 普通保険の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

【参考 2】

激甚災害の指定状況等については、

内閣府ホームページ（www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/list.html）をご確認ください。

（「指定災害により被害を受けた者」の意義）

（問 17） 「指定災害により被害を受けた者」には、取引先が指定災害により被災したことにより売上げの減少等の被害を受けた者も含まれるのですか。

（答）

「指定災害により被害を受けた者」には、指定災害により直接の被害を受けた者のほか、取引先が指定災害によって被災したことにより売上げの減少又は売掛債権の固定化等で被害を受けた者（いわゆる間接被害者）も含まれます（租特法通達第 5 章第 5 節 1）。

（「公的貸付機関等」の意義）

（問 18） 「公的貸付機関等」とは、どのような者をいうのですか。

（答）

「公的貸付機関等」とは、具体的には次の者をいいます（租特法 91 の 4 ①、租特令 52 の 3 ①）。

- ① 地方公共団体 ② 株式会社日本政策金融公庫 ③ 沖縄振興開発金融公庫
- ④ 独立行政法人住宅金融支援機構 ⑤ 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ⑥ 独立行政法人福祉医療機構 ⑦ 日本私立学校振興・共済事業団
- ⑧ 預託貸付金融機関 ⑨ 支援事業者 ⑩ 転貸者
- ⑪ 指定金融機関 ⑫ 融資機関

（注 1） ⑧預託貸付金融機関とは、地方公共団体から金銭の預託を受け、当該地方公共団体の定めるところにより指定災害の被害者に金銭の貸付けを行う金融機関をいいます。

（注 2） ⑨支援事業者とは、地方公共団体（独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項の規定による資金の貸付けを受けた地方公共団体に限る。）から資金の貸付けを受け、当該地方公共団体又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の定めるところにより指定災害の被害者に金銭の貸付けを行う中小企業者を支援する事業を行う者をいいます。

（注 3） ⑩転貸者とは、沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫又は独立行政法人勤労者退職金共済機構から金銭の貸付け（株式会社商工組合中央金庫にあつては株式会社日本政策金融公庫法第 11 条第 2 項により認定された同法第 2 条第 5 号に規定する危機対応業務として行う同条第 4 号に規定する特定資金の貸付けに限りま

す。）を受け、当該沖縄振興開発金融公庫等の定めるところにより指定災害の被害者に金銭の貸付けを行う者をいいます。

（注 4） ⑪指定金融機関とは、株式会社日本政策金融公庫法第 11 条第 2 項の規定による指定を受けた金融機関（この指定を受けたとみなされた金融機関を含みます。）をいいます。

平成 29 年 4 月 1 日現在、株式会社日本政策金融公庫法第 11 条第 2 項の規定による指定を受けた金融機関は存在しませんが、同法附則第 45 条第 1 項及び第 46 条第 1 項により指定を受けたとみなされた金融機関としては、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫があります。

（注 5） ⑫融資機関とは、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第 3 条第 2 項第 1 号、農業近代化資金融通法第 2 条第 2 項、漁業近代化資金融通法第 2 条第 2 項又は漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第 8 条第 1 項に規定する融資機関をいいます。

(地方公共団体が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

(問 19) 問 18①の「地方公共団体」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

地方公共団体が行う金銭の貸付けのうち、次の①から③のいずれかの貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当します（租特令 52 の 3 ②一、租特規則 43①）。

- ① 災害の被害者に対する特別貸付制度（他の金銭の貸付けの条件（貸付金の利率又は据置期間その他財務省令で定める条件（貸付限度額、償還期間、貸付金の返済方法、貸付金の使途、担保の提供、借換えの可否又は保証料率）をいいます。）よりも有利な条件で行われる貸付制度をいい、他の指定災害の被害者に対する特別貸付制度を除きます。②及び③において同じ。）を指定災害が発生した日の前日に有していなかった場合において、指定災害の被害者に対する特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け
- ② 災害の被害者に対する特別貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、指定災害の被害者に対して、従来の特別貸付制度よりも有利な条件の特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け
- ③ 災害の被災者に対する特別貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、従来の特別貸付制度の下では貸付けを受けられなかった指定災害の被害者に対して、従来の制度と同等の条件の特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け

(政府系金融機関等が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

(問 20) 問 18②から⑦の者(政府系金融機関等)が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

政府系金融機関等が行う金銭の貸付けのうち、次の①から③のいずれかの貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当します(租特令 52 の 3 ②二)。

- ① 災害の被害者に対する特別貸付制度(他の金銭の貸付けの条件(貸付金の利率又は据置期間をいい、他の指定災害の被害者に対する特別貸付制度を除きます。)よりも有利な条件で行われる貸付制度をいいます。②及び③において同じ。)を指定災害が発生した日の前日に有していなかった場合において、指定災害の被害者に対する特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け
- ② 災害の被害者に対する特別貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、指定災害の被害者に対して、従来の特別貸付制度よりも有利な条件の特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け
- ③ 災害の被災者に対する特別貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、従来の特別貸付制度の下では貸付けを受けられなかった指定災害の被害者に対して、従来の特別貸付制度と同等の条件の特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け

(預託貸付金融機関が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

(問 21) 問 18⑧の「預託貸付金融機関」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

「預託貸付金融機関」が行う金銭の貸付けのうち、次の①から③のいずれかの貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当します（租特令 52 の 3 ②三、租特規則 43①）。

- ① 地方公共団体が災害の被害者に対する特別預託貸付制度（他の預託貸付制度よりも有利な条件（貸付金の利率又は据置期間その他財務省令で定める条件（貸付限度額、償還期間、貸付金の返済方法、貸付金の使途、担保の提供、借換えの可否又は保証料率）をいいます。）で行われる預託貸付制度をいい、他の指定災害の被害者に対する預託貸付制度を除きます。②及び③において同じ。）を指定災害が発生した日の前日に有していなかった場合において、当該地方公共団体が指定災害の被害者に対する特別預託貸付制度を設け、その特別預託貸付制度の下で預託貸付金融機関が行う金銭の貸付け
- ② 地方公共団体が災害の被害者に対する特別預託貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、当該地方公共団体が指定災害の被害者に対して、従来の特別預託貸付制度よりも有利な条件の特別預託貸付制度を設け、その特別預託貸付制度の下で預託貸付金融機関が行う金銭の貸付け
- ③ 地方公共団体が災害の被災者に対する特別預託貸付制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、当該地方公共団体が従来の特別預託貸付制度の下では貸付けを受けられなかった指定災害の被害者に対して、従来の制度と同等の条件の特別預託貸付制度を設け、その特別預託貸付制度の下で預託貸付金融機関が行う金銭の貸付け

(支援事業者が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

(問 22) 問 18⑨の「支援事業者」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

「支援事業者」が行う金銭の貸付けのうち、「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのは、指定災害の被害者に対して地方公共団体から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 3 号二に掲げる事業として行う資金の貸付けを受けて行う金銭の貸付けです（租特令 52 の 3 ②四）。

(転貸者が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

(問 23) 問 18⑩の「転貸者」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

「転貸者」が行う金銭の貸付けのうち、次の①から③のいずれかの貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当します(租特令 52 の 3 ②五)。

- ① 沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫又は独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「沖縄振興開発金融公庫等」といいます。)が災害の被害者に対する特別転貸制度(他の転貸制度よりも有利な条件(貸付金の利率又は据置期間をいいます。)で行われる転貸制度をいい、他の指定災害の被害者に対する特別転貸制度を除きます。②及び③において同じ。)を指定災害が発生した日の前日に有していなかった場合において、沖縄振興開発金融公庫等が指定災害の被害者に対する特別転貸制度を設け、その特別転貸制度の下で転貸者が行う金銭の貸付け
- ② 沖縄振興開発金融公庫等が災害の被害者に対する特別転貸制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、沖縄振興開発金融公庫等が指定災害の被害者に対して、従来の特別転貸制度よりも有利な条件の特別転貸制度を設け、その特別転貸制度の下で転貸者が行う金銭の貸付け
- ③ 沖縄振興開発金融公庫等が災害の被災者に対する特別転貸制度を指定災害が発生した日の前日に有していた場合において、沖縄振興開発金融公庫等が従来の特別転貸制度の下では貸付けを受けられなかった指定災害の被害者に対して、従来の制度と同等の条件の特別転貸制度を設け、その特別転貸制度の下で転貸者が行う金銭の貸付け

(指定金融機関が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

(問 24) 問 18⑪の「指定金融機関」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

「指定金融機関」が行う金銭の貸付けのうち、「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのは、指定災害の被害者に対して危機対応業務として行う特定資金の貸付けです(租特令 52 の 3 ②六)。

※ 「危機対応業務」とは、株式会社日本政策金融公庫法第 11 条第 2 項の規定により認定された同法第 2 条第 5 号に規定する危機対応業務をいい、「特定資金」とは、同条第 4 号に規定する特定資金をいいます(租特令 52 の 3 ①四)。

(融資機関が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

(問 25) 問 18⑫の「融資機関」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

「融資機関」が行う金銭の貸付けのうち、「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのは、指定災害の被害者に対する特別資金貸付制度（他の「資金」の貸付けの条件（貸付金の利率又は据置期間をいいます。）よりも有利な条件で行われる「資金」の貸付制度をいいます。）の下で行う金銭の貸付けです（租特令 52 の 3②七）。

※ 「資金」とは、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第 2 条第 4 項若しくは第 8 項に規定する経営資金若しくは事業資金、農業近代化資金融通法第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金、漁業近代化資金融通法第 2 条第 3 項に規定する漁業近代化資金又は漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第 8 条第 1 項に規定する資金をいいます。

(有利な貸付条件の判定)

(問 26) 他の金銭の貸付けの条件に比べて有利な貸付けの条件かどうかはどのように判定するのですか。

(答)

問 18 の①「地方公共団体」及び⑧「預託貸付金融機関」については、他の金銭の貸付けの条件に比べて有利な貸付けの条件かどうかは、「利率」又は「据置期間」その他財務省令で定める条件（貸付限度額、償還期間、貸付金の返済方法、貸付金の使途、担保の提供、借換えの可否又は保証料率）のいずれかが有利となっているかどうかで判定します

問 18 の②から⑦の者（公的貸付機関等）、⑩「転貸者」及び⑫融資機関については、他の金銭の貸付けの条件に比べて有利な貸付けの条件かどうかは、「利率」又は「据置期間」のいずれかが有利となっているかどうかで判定します。

(事業主が転貸者として行う災害貸付け)

(問 27) 沖縄振興開発金融公庫等が新設した特別転貸制度の下で、事業主が金銭の貸付けを受け、沖縄振興開発金融公庫等の定めるところにより、指定災害の被害者である従業員に対して行う貸付けは、非課税措置の対象となる災害特別貸付けに該当しますか。

(答)

沖縄振興開発金融公庫等が新設した特別転貸制度の下で金銭の貸付けを受けた事業主（転貸者）が、自己の従業員に対して貸付けを行う金銭の貸付けは、印紙税が非課税とされる災害特別貸付けに該当します（租特令 52 の 3②五）。

したがって、当該事業主（転貸者）と被害者である従業員との間で作成される消費貸借に関する契約書は、非課税となります。

一方で、沖縄振興開発金融公庫等と事業主（転貸者）との間で作成される消費貸借契約書は、指定災害により被害を受けた者に対して行う金銭の貸付けではないことから、非課税となる文書に該当しません（租特法通達第 5 章第 5 節 3(2)ハ）。

(貸付者が作成する契約書)

(問 28) 災害特別貸付けに係る消費貸借契約書のうち、貸付者である金融機関が作成する契約書も非課税措置の対象になりますか。

(答)

災害特別貸付けに係る消費貸借契約書については、貸付者である金融機関が作成するもの(例えば、貸付決定通知書)も、非課税措置の対象となります(租特法通達第5章第5節3(1)イ)。

(事務代理人が作成する契約書)

(問 29) 災害特別貸付けに係る消費貸借契約書のうち、政府系金融機関等から貸付業務の委託を受けた民間金融機関が作成するものも、非課税措置の対象になりますか。

(答)

災害特別貸付けに係る消費貸借契約書については、事務代理人が作成するものも、非課税措置の対象となります(租特法通達第5章第5節3(1)イ)。

(2以上の号の課税事項を記載した契約書)

(問 30) 一の文書が、災害特別貸付けに係る消費貸借契約書(第1号の3文書)と売上代金以外に係る金銭等の受取書(第17号の2文書)とに該当し、通則3のイの規定により文書の所属が第1号の3文書となった場合、非課税措置の対象になりますか。それとも第17号の2文書としての課税関係が生じますか。

(答)

通則3のイの規定により文書の所属が第1号の3文書となった場合には、その文書全体が非課税とされますので、所属が決定されなかった第17号の2文書としての課税関係は生じません(租特法通達第5章第5節3(1)ロ)。

(被災後に作成する変更契約書)

(問 31) 指定災害の発生の日前に作成された消費貸借に関する契約書の記載事項について、指定災害に起因して、例えば、返済期限の変更を約する契約書は、非課税措置の対象になりますか。

(答)

指定災害に起因して返済期限の変更を約する契約書であっても、原契約が指定災害の発生の日前の貸付制度の下で行う金銭の貸付けに関して作成される契約書であるため、当該変更契約書については、非課税措置の対象となりません(租特法通達第5章第5節3(2)(注))。

(特別に有利な条件が適用される限度額を超えて行われる貸付けに係る消費貸借契約書)

(問 32) 当市では、指定災害の被災者向けに、貸付限度額 1 億円（そのうち特別に有利な条件が適用されるのは 3,000 万円まで）の貸付制度を設けており、この貸付制度の下で 5,000 万円を貸し付けることとする消費貸借契約書を作成しましたが、非課税措置の対象になりますか。

(答)

特別に有利な条件（利率又は据置期間その他財務省令で定める条件（貸付限度額、償還期間、貸付金の返済方法、貸付金の使途、担保の提供、借換えの可否又は保証料率）が適用される限度額を超えて貸付けを受ける場合に作成される消費貸借契約書であっても、その文書全体が非課税措置の対象となります（租特法通達第 5 章第 5 節 3(1)ハ）。

3 一定の金融機関が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税

(非課税措置の対象となる「消費貸借に関する契約書」)

(問 33) 平成 29 年度改正法による租特法の一部改正により、印紙税が非課税とされることとなった一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」とは、どのようなものですか。

(答)

印紙税が非課税とされる一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借契約書」とは、次の①から④の全ての要件を満たす金銭の貸付けに関して作成される「消費貸借に関する契約書」で、その指定災害(問 16 参照)の発生した日から同日以後 5 年を経過する日までの間に作成されるものです(租特法 91 の 4②、租特令 52 の 3⑤)。

- ① 金銭の貸付けを受ける者が「指定災害の被災者」(問 34 参照)であること
- ② 金銭の貸付けを行う者が、銀行、信用金庫など一定の金融機関(問 35 参照)であること
- ③ 他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付け(特別貸付け)(問 36 参照)であること
- ④ ①について、市町村長等が証明した書類等を当該契約書に添付していること

(「指定災害の被災者」の意義)

(問 34) 一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税措置は、貸付けを受ける者が指定災害の被災者であることが要件とされていますが、この場合の「指定災害の被災者」とはどのような者をいうのですか。

(答)

一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税措置は、貸付けを受ける者が指定災害の被災者であることが要件とされていますが、この場合の「指定災害の被災者」とは、指定災害によりその所有する建物に被害を受けた者であることその他指定災害の被災者であることにつき、当該建物の所在地の市町村長その他相当の機関から証明を受けた者をいいます(租特令 52 の 3④)。

(一定の金融機関)

(問 35) 「一定の金融機関」とは、どのような者をいうのですか。

(答)

「一定の金融機関」とは、具体的には次の者をいいます(租特令 52 の 3③)。

- ① 銀行 ② 信用金庫 ③ 信用協同組合 ④ 労働金庫 ⑤ 信用金庫連合会
- ⑥ 協同組合連合会 ⑦ 労働金庫連合会 ⑧ 農業協同組合
- ⑨ 農業協同組合連合会 ⑩ 漁業協同組合 ⑪ 漁業協同組合連合会
- ⑫ 水産加工業協同組合 ⑬ 水産加工業協同組合連合会 ⑭ 農林中央金庫

(特別に有利な条件)

(問 36) 一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのは、指定災害の被災者又は指定災害により被害を受けた者(以下「被災者等」といいます。)に対する特別貸付制度(次の①、②の金銭の貸付けの区分に応じ、それぞれ一定の要件を満たす貸付制度)を設け、その特別貸付制度の下で行われる金銭の貸付けです(租特令 52 の 3 ⑤、租特規則 43②)。

① 貸付金の利率が明示されている場合

被災者等以外の者に対する貸付金の利率に比べ年 0.5%以上有利であること

② 貸付金の利率が明示されていない場合

据置期間が6か月以上であること(償還期間が1年以上のもので、その金銭の貸付けの条件が被災者等に該当しない場合の条件と比べ不利になっていないものに限ります。)

(「貸付金の利率が明示されている場合」の意義)

(問 37) 「貸付金の利率が明示されている場合」とは、どのような場合をいうのですか。

(答)

「貸付金の利率が明示されている場合」とは、不特定かつ多数の者に対して、被災者等以外の者に対する貸付制度に係る金利及びその指定災害に被災者等に対する特別貸付制度に係る金利が明らかとなっている場合をいい、例えば、次のような場合をいいます。

① 金融機関の店頭において貸付金の金利(いわゆる店頭金利)が表示されている場合

② パンフレット等に貸付金の利率が記載されている場合

(「据置期間が6月以上であるもの」の意義)

(問 38) 当銀行では、指定災害の被災者を対象として、次のような貸付制度を設けましたが、この貸付制度の下で行われる金銭の貸付けは非課税措置の対象となる特別貸付けに該当しますか。

- ・ 貸付金の利率（店頭金利）は明示されていない。
- ・ 据置期間は設定されていない。
- ・ 償還期間1年 ・ 1年後一括返済
- ・ 被災者等に該当しない場合の条件と比べ不利になっていない。

(答)

一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、貸付金の利率が明示されていない貸付けの場合には、据置期間が6か月以上であるものが非課税措置の対象となる特別貸付けに該当することとされています（租特令52の3⑤二）。

ご質問の貸付制度は、特に据置期間が設定されていないようですが、償還期間が1年であり、1年後一括返済となっていますから、据置期間が6か月以上の貸付制度と認められます。

したがって、非課税措置の対象となる特別貸付けに該当します。

(間接被害者に対する特別貸付け)

(問 39) 当銀行では、「指定災害により被害を受けた者」を対象として、新たに特別貸付制度を設けましたが、この特別貸付制度の下で、いわゆる間接被害者に対して金銭の貸付けを行う際に作成する金銭消費貸借契約書は非課税となりますか。

(答)

一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのは、「指定災害の被災者」又は「指定災害により被害を受けた者」に対する特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行われる金銭の貸付けとされています（租特令52の3⑤）。

(注) 「指定災害により被害を受けた者」には、指定災害により直接の被害を受けた者のほか、取引先が指定災害で被災したことにより、売上の減少等の被害を受けた者等（いわゆる間接被害者）も含まれます。

しかしながら、一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税措置は、貸付けを受ける者が「指定災害の被災者」であることが要件とされていますので、「指定災害により被害を受けた者」を対象として新たに設けた特別貸付制度の下で行われる金銭の貸付けであっても、間接被害者に対して行われる金銭の貸付けに際して作成される金銭消費貸借契約書は、非課税の対象となりません（租特法91の4②）。

(非課税措置の対象となる特別貸付けの範囲)

(問 40) 当銀行では、災害の被災者等以外の者に対しても融資が可能な既存商品の下で、指定災害の発生の日以降、指定災害の被災者であることを理由に貸付条件を優遇して貸付けを行いました。この貸付けは非課税措置の対象となる特別貸付けに該当しますか。

(答)

一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、非課税措置の対象となる特別貸付けに該当するのは、当該指定災害の発生の日以降、指定災害の被災者等に対する特別貸付制度を新たに設け、その特別貸付制度の下で行われる金銭の貸付けです（租特令 52 の 3 ⑤）。

したがって、被災者等以外の者に対しても融資が可能な既存商品において、当該指定災害の被災者であることを理由として貸付け条件を優遇して貸付けを行っても、その貸付けは非課税措置の対象となる特別貸付けに該当しません（租特法通達第 5 章第 5 節 4）。

(契約書に添付すべき書類)

(問 41) 農業を営んでいる者ですが、指定災害の影響により、作物を出荷することができませんでした。

この度、資金調達のため、金融機関が設けた特別貸付制度の下で融資を受けることとし、金銭借用証書を金融機関に提出することになりました。

この金銭借用証書に係る印紙税の非課税措置を受けるためには、貸付けを受ける者が指定災害の被災者であることを証明する書類等を添付する必要があるとのことですが、どのような書類を添付すればよいですか。

(答)

非課税措置を受ける場合には、金銭の貸付けを受ける者が指定災害の被災者であることについて市町村長等が証明した書類（り災証明書等）を非課税措置の対象となる契約書に添付する必要があります（租特令 52 の 3 ⑥）。

(注) 非課税措置の対象となる契約書に添付する「り災証明書」等は、原則として、原本である必要があります。

ただし、例えば、「り災証明書」等が 1 通しか発行されない場合には、その写しを添付して差し支えありません。

4 過誤納確認関係

(改正前に作成した工事請負契約書について既に印紙税を納付している場合)

(問 42) 自然災害が発生してから平成 29 年度改正法による租特法の一部改正が施行されるまでの間に、自然災害により損壊した自宅の修繕を工務店に依頼し、工事請負契約書を作成しました。

この契約書には、既に収入印紙を貼付していますが、救済措置はあるのでしょうか。

(答)

平成 29 年度改正法による租特法改正により印紙税が非課税とされる契約書は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した自然災害（問 2 参照）に係るものとされています。

平成 28 年 4 月 1 日から改正の施行日の前日（平成 29 年 3 月 31 日）までの間に作成したものについて、印紙税が納付されている場合には、印紙税の過誤納があったものとみなすこととされています（平成 29 年度改正法附則 94）。

この場合、納税地^(注)の所轄税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

(注) 共同作成文書の場合、その文書上に作成場所が記載されている場合を除き、文書の所持場所が納税地となります（印紙税法 6 五、印紙税法施行令 4 ②）。

過誤納確認申請手続の際は、印紙税過誤納確認申請書の提出とともに、非課税となる契約書の原本（り災証明書等（り災証明書等が 1 通しか発行されない場合はその写しでも可）が添付されたもの）を提示していただく必要があります。

(改正前に作成した消費貸借契約書について既に印紙税を納付している場合)

(問 43) 指定災害が発生してから平成 29 年度改正法による租特法の一部改正が施行されるまでの間に、日本政策金融公庫から災害特別貸付けを受けるために、金銭借用証書を作成し、日本政策金融公庫に提出しました。
この金銭借用証書には、既に収入印紙を貼付していますが、救済措置はあるのでしょうか。

(答)

平成 29 年度改正法による租特法改正により印紙税が非課税とされる契約書は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した指定災害(問 16 参照)に係るものとされています。

平成 28 年 4 月 1 日から改正の施行日の前日(平成 29 年 3 月 31 日)までの間に作成したのものについて、印紙税が納付されている場合には、印紙税の過誤納があったものとみなすこととされています(平成 29 年度改正法附則 94)。

この場合、納税地^(注)の所轄税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

(注) 共同作成文書でない文書の場合、その文書上に作成場所が記載されている場合を除き、文書の作成者の住所が納税地となります(印紙税法 6 五、印紙税法施行令 4 ①)。

過誤納確認申請手続きの際は、印紙税過誤納確認申請書の提出とともに、非課税となる契約書(金銭借用証書)の原本を提示していただくこととなりますが、原本が借入先の金融機関に保管されている場合には、その借入先の金融機関に相談してください(借入先の金融機関等が、借入者の委任を受けて、過誤納確認申請の手続を行っても差し支えありません)。

(注) 一定の金融機関が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書について過誤納確認申請手続きをされる際は、提示していただく非課税となる契約書の原本にり災証明書等(り災証明書等が 1 通しか発行されない場合はその写しでも可)が添付されていることが必要です。

(改正の施行日以後に作成したものに印紙税を納付した場合)

(問 44) 改正の施行日以後に作成した非課税とされる契約書について、非課税措置を知らずに印紙税を納付してしまいましたが、印紙税の過誤納確認申請ができますか。

(答)

非課税とされる契約書に誤って印紙税を納付したものですので、過誤納確認申請ができます(過誤納確認申請の手続については、問 42、43 参照)。

(印紙税過誤納確認申請の期限)

(問 45) 印紙税の過誤納確認申請は、いつまでできるのですか。

(答)

印紙税の過誤納確認申請は、契約書の作成日から5年間行うことができます。

(参考)

印紙税を含めた国税に関する過誤納金についての国に対する請求権は、その請求することができる日から5年を経過することによって消滅します(国税通則法74①)。

印紙税の過誤納金についての「請求することができる日」とは、収入印紙を貼り付けた日、すなわち契約書の作成日となります。